

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

資料3-2

(総則)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
趣旨	—	確認事務は子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事務であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
定義	—	
一般原則	参酌すべき基準	

(特定教育・保育施設の運営に関する基準)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
利用定員	従うべき基準	確認事務は子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事務であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
内容及び手続の説明及び同意	—	
重要事項説明書の交付	従うべき基準	
電磁的方法による文書の交付	参酌すべき基準	
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	従うべき基準	
選考	従うべき基準	
提供困難時の措置	参酌すべき基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力	従うべき基準	
受給資格等の確認	参酌すべき基準	
支給認定の申請に係る援助	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握	参酌すべき基準	
小学校等との連携	参酌すべき基準	
教育・保育の提供の記録	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領	従うべき基準	
施設型給付費等の額に係る通知等	参酌すべき基準	
特定教育・保育の取扱方針	従うべき基準	
特定教育・保育に関する評価等	参酌すべき基準	
相談及び援助	参酌すべき基準	
緊急時等の対応	参酌すべき基準	
支給認定保護者に関する市長への通知	参酌すべき基準	
運営規程	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等	参酌すべき基準	
定員の遵守	参酌すべき基準	
掲示	参酌すべき基準	
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	従うべき基準	
虐待等の禁止	従うべき基準	
懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準	
秘密保持等	従うべき基準	
情報の提供等	参酌すべき基準	
利益供与等の禁止	参酌すべき基準	
苦情解決	参酌すべき基準	
地域との連携等	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応	従うべき基準	
会計の区分	参酌すべき基準	
記録の整備	参酌すべき基準	
特別利用保育の基準	従うべき基準	
特別利用教育の基準	従うべき基準	

(特定地域型保育事業者の運営に関する基準)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
利用定員	従うべき基準	確認事務は子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事務であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
内容及び手続の説明及び同意	—	
重要事項説明書の交付	従うべき基準	
準用	参酌すべき基準	
正当な理由のない提供拒否の禁止等	従うべき基準	
あつせん、調整及び要請に対する協力	従うべき基準	
心身の状況等の把握	参酌すべき基準	
特定教育・保育施設等との連携	—	
教育・保育提供時の連携施設の確保	従うべき基準	
教育・保育提供終了時の円滑な接続	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領	従うべき基準	
特定地域型保育の取扱方針	従うべき基準	
特定地域型保育に関する評価等	参酌すべき基準	
運営規程	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等	参酌すべき基準	
定員の遵守	参酌すべき基準	
記録の整備	参酌すべき基準	
準用	参酌すべき基準	
特別利用地域型保育の基準	従うべき基準	
特定利用地域型保育の基準	従うべき基準	

(附則)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
施行期日	参酌すべき基準	確認事務は子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事務であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
特定保育所に関する特例	従うべき基準	
施設型給付費等に関する経過措置	従うべき基準	
利用定員に関する経過措置	従うべき基準	
連携施設に関する経過措置	従うべき基準	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例

特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	国基準	八尾市基準案
受給資格等の確認	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	国基準と同様
小学校等との連携	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	国基準と同様
施設型給付費等の額に係る通知等	○特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	国基準と同様
情報の提供等	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	国基準と同様

特定地域型保育事業者の運営に関する基準

項目	国基準	八尾市基準案
特定・教育保育施設との連携 (教育・保育提供終了時の円滑な接続)	○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	国基準と同様
特定地域型保育に関する評価等	○特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国基準と同様